



平成 26 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名	三 谷 産 業 株 式 会 社
	代表取締役社長 饗 庭 達 也
コード番号	8285（東証・名証第二部）
本社所在地	石川県金沢市玉川町 1 番 5 号
問い合わせ先	
責任者役職名	取締役 財務担当
氏 名	梶 谷 忠 博
T E L	076（233）2151

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数を変更し、定款の一部を変更することについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

（1）変更の理由

投資単位の引き下げは、個人投資家の株式市場への参加を促進し、株式の流動性を高める有用な施策の一つであると認識しております。そのため、平成 26 年 2 月 17 日の東京証券取引所市場第二部への上場を機として、全国証券取引所が公表しております「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、現在の投資金額を勘案した結果、広範な投資家の参加を促すためにはより投資しやすい環境を整備することが必要であると判断し、単元株式数の引き下げを行うことを決定したものであります。

（2）変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

（3）変更予定日

平成 26 年 5 月 13 日

（ご参考）同日をもちまして、東京証券取引所および名古屋証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款一部変更について

（1）変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第 1 条 第 7 条の変更は、平成 26 年 5 月 13 日</u> <u>から効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は第 7 条の変更の効力発</u> <u>生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 26 年 5 月 13 日

以 上